

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集要領

1 目的

彦根市の保有するひこにゃんのイラスト・写真等を有効活用し、コレクション性のあるひこにゃんの公式トレーディングカード(以下「ひこにゃんトレーディングカード」といいます。)を製作・販売することにより、ひこにゃんの認知度向上およびブランド価値向上を目指すものとして事業者を募集します。

2 製作の形態等

彦根市は、本募集により選定された事業者1社に対し、ひこにゃんトレーディングカードの製作・販売に関して独占的にひこにゃん商標の使用許諾を行い、許諾を受けた事業者が自らひこにゃんトレーディングカードの製作・販売を行うこととします。ただし、カードデザインの著作権は、原則、彦根市に帰属するものとします。

ひこにゃんトレーディングカードの製作・販売に係る一切の経費は、事業者が負担するものとし、彦根市は下記に記載のプロモーションカードの製作を発注する場合を除き、一切の経費を負担しないものとします。

なお、彦根市は、国内において令和11年12月31日までの間、本募集により選定された事業者以外の事業者に対しては、類似商品へのひこにゃん商標の使用許諾を行わないものとします。

3 ひこにゃんトレーディングカード製作条件

ひこにゃんトレーディングカードの製作に当たっては、次の項目の条件を満たす形で製作することとします。

(1) カードについて

- ・カードは50種類以上うち5種類以上はホログラム仕様とすること。(裏面については1種類以上のデザインとすること。)
- ・1パック5枚組で、ランダム封入の上、ピロー包装を行うこと。
- ・1万パック以上製作すること。
- ・作成したカードについては、事業者にて販売を行うこと。
- ・令和7年4月末までを目途に販売開始できるよう計画を立てること。

(2) 販売価格等について

- ・1パック300円前後を目安とすること。

※販売予定価格をひこにゃんトレーディングカード製作販売申込書(別紙様式1)に記載してください。

(3) プロモーションカード(非売品)について

彦根市は、ひこにゃんトレーディングカードの広報および、ひこにゃんブランドの推進や観光振興をはじめとする彦根市の各種施策促進を目的に、ひこにゃんトレーディン

グカードのデザインを使ったプロモーションカード(非売品)を製作できるものとする。

- ・彦根市が発注する場合には、別注でプロモーションカードを製作すること。

※1種類100枚での受注価格(ホログラムでピロー包装なしのバラカード納品の場合)をひこにゃんトレーディングカード製作販売申込書(別紙様式 1)に記載してください。

※受注価格や納期などの条件によっては、別の事業者にもプロモーションカードの製作を発注する場合があります。

4 応募に係る提出書類

本募集への応募に係る提出書類は次のとおりです。

(1) ひこにゃんトレーディングカード製作販売申込書(別紙様式 1)

- ・申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 提案書

A4 サイズの任意形式で、製作条件についての詳細を記載の上、下記の内容を含めた提案書を作成し提出してください。

- ・製作スケジュール
- ・販売計画(販売場所、販売見込み、プロモーション方法等)
- ・その他カードの仕様(紙質、サイズ等)

(3) デザインのサンプル

カードのデザインサンプルとして、下記の3種類を各1点以上提出すること。

- ・通常のカードデザイン
- ・ホログラムのカードデザイン
- ・カード裏面のデザイン

※カードデザインについては、彦根市と協議の上決定します。

※デザインサンプルに使用できるひこにゃんのイラスト・写真については、現在商標利用可能なものから作成してください。(ひこにゃんデザインマニュアル記載の図形 1～35、まねきねこひこにゃん図形 1、ひこにゃん写真 1～12)

※いいのすけなどのほかのキャラクターの使用も可能です。ただし、彦根市に著作権のないものに関しては、追加提案とし、使用許諾や必要な経費の負担に関しては事業者で行ってください。

5 応募書類の提出期限、方法等

(1) 提出期限

令和7年1月22日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

提出書類は、「10 問合せ先(応募書類提出先)」に記載の電子メールアドレス宛てに提出してください。なお、確認のため送信後に電話連絡を行ってください。

(3) 留意事項

- ・申込書等の提出に要する一切の費用は、申込者の負担とします。
- ・提出された申込書等の内容により知り得た個人情報等は、選定以外の目的には一切使用しません。

6 提案内容の審査

提出していただいた資料を精査の上、ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者として1社を選定します。

7 募集および選定スケジュール

選考に係るスケジュールは次のとおりとします。

項番	手続内容	実施期間・提出期限等
1	募集開始	令和6年12月23日(月)
2	質問書の提出期限	令和7年1月9日(木) 午後5時
3	質問への回答	令和7年1月14日(火)予定
4	申込書等の提出期限	令和7年1月22日(水) 午後5時
5	審査	令和7年1月下旬予定
6	選考結果の通知	令和7年1月下旬予定

8 質問受付および回答

本募集の要項等について質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

令和6年12月23日(月) 午前9時 から 令和7年1月9日(木) 午後5時 まで

(2) 質問方法

質問事項は、質問書(別紙様式2)に記入し、「10 問合せ先(応募書類提出先)」に記載の電子メールアドレス宛てに提出してください。なお、確認のため送信後に電話連絡を行ってください。

(3) 回答方法

質問事項に対する回答は、令和7年1月14日(火)を目途に市ホームページに掲載します。

9 参加資格

本募集に参加できる者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

- ・各種法令を遵守し事業を行う者であること。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをおこなっていないものであること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りではない。

- ・役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
また、業務の一部を、第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・公租公課に滞納がないこと。
- ・彦根市の入札参加資格の停止措置を受けていないこと。

10 問合せ先(応募書類提出先)

〒522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市観光文化戦略部エンタテインメント課ひこにゃんブランド推進室

担当：山本・大西

電話：0749-30-6153

e-mail: hikonyan@ma.city.hikone.shiga.jp